

議案第 2 1 号

北本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

北本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 1 条第 5 項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育長をいう。）の教育委員会の委員としての任期中においては、この条例の規定は、適用しない。